

港湾の施設の技術上の基準を定める省令
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五
十六条の二の二第一項の規定に基づき、港湾の施
設の技術上の基準を定める省令（昭和四十九年運
輸省令第三十号）の全部を改正する省令を次のよ

三

- | | |
|-----|---|
| 第一章 | 総則（第一条—第七条） |
| 第二章 | 水域施設（第八条—第十二条） |
| 第三章 | 外郭施設（第十三条—第二十四条） |
| 第四章 | 係留施設（第二十五条—第三十四条） |
| 第五章 | 臨港交通施設（第三十五条—第四十一条） |
| 第六章 | 荷さばき施設（第四十一条—第四十四条） |
| 第七章 | 保管施設（第四十五条—第四十六条） |
| 第八章 | 船舶役務用施設（第四十七条—第四十八条） |
| 第九章 | 移動式施設（第四十九条—第五十二条） |
| 第十章 | その他の港湾の施設（第五十三条—第五十七条） |
| 附則 | |
| 第一章 | 総則 (用語の定義) |
| 第二条 | この省令において使用する用語は、港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| 二 | 要求性能　技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。 |
| 二 | 設計津波　技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、当該施設の設計供用期間（技術基準対象施設の設計に当たって、当該施設の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。 |
| 三 | 変動波浪　技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。 |
| 四 | 偶發波浪　技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪の |

うち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。

五 レベル一地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

六 レベル二地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

七 耐震強化施設 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条に定める大規模地震対策施設又は大規模な地震が発生した場合においてこれと同等の機能を有する必要がある施設であつて、技術基準対象施設であるものをいう。

（技術基準対象施設の設計）

二条 技術基準対象施設は、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、当該施設の要求性能を満足し、かつ、施工時に当該施設の構造の安定が損なわれないよう、適切に設計されるものとする。

技術基準対象施設の設計に当たつては、当該施設の設計供用期間を適切に定めるものとする。

前二項に規定するもののほか、技術基準対象施設の設計に関し必要な事項は、告示で定める。

（技術基準対象施設の施工）

三条 技術基準対象施設は、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、当該施設の要求性能を満足するよう、告示で定める施工に関する基準に基づき、適切な方法により施工されるものとする。

技術基準対象施設の維持

四条 技術基準対象施設は、供用期間にわたりて要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき、適切に維持されるものとする。

技術基準対象施設の維持に当たつては、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものと

3
技術基準対象施設の維持に当たっては、前項の結果その他の当該施設の適切な維持に必要な事項の記録及び保存を適切に行うものとする。

4
技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての定期的及び臨時の点検及び診断並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行つた上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。

5
技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設及び当該施設周辺の施設を安全に利用できるよう、運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策を適切に行うものとする。

6
前各項に規定するもののほか、技術基準対象施設の維持に關し必要な事項は、告示で定める。

(環境等への配慮)

2
第五条 技術基準対象施設の設計、施工又は維持に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、港湾の環境の保全、港湾の良好な景観の形成及び港湾の保安の確保について、配慮するよう努めるものとする。

3
不特定かつ多数者が利用する技術基準対象施設の設置に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、高齢者、障害者その他日常生活又は社会生활に身体の機能上の制限を受ける者の安全かつ円滑な利用に配慮するよう努めるものとする。
(自然状況等の設定に關し必要な事項)

第六条 技術基準対象施設の設計、施工又は維持における、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件の設定に關し必要な事項は、告示で定める。

(技術基準対象施設を構成する部材の要求性能)

第七条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能は、施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル、地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないことをとする。

2
前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材の要求性能にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 設計津波、偶發波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であつても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

二 設計津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、設計津波、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

三 第一項に規定するもののほか、耐震強化施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によるレベル二地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能の回復に影響を及ぼさないこととする。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を必要とする施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル二地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

4 前三項に規定するもののほか、技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に關し必要な事項は、告示で定める。

第二章 水域施設

(通則)

第八条 水域施設は、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の航行その他の当該施設周辺の水域の利用状況に照らし、適切な場所に設置するものとする。

2 静穩に保つ必要がある水域施設には、波浪、水の流れ、風等による影響を防止するための措置を講ずるものとする。

3 土砂等による埋没が生じるおそれがある水域施設には、これを防止するための措置を講ずるものとする。

(航路の要求性能)

第九条 航路の要求性能は、船舶の安全かつ円滑な航行を図るものとして、地象、波浪、水の流れ及び風の状況並びにその周辺の水域の利用状況に照らし、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

ず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

二 レベル二地震動、火災による熱等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該道路の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

(駐車場の要求性能)

第三十七条 駐車場の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一 港湾の利用及び港湾内における車両等の安全かつ円滑な交通に支障がなく、かつ、車両を安全に駐車できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 載荷重等の作用による損傷等が、当該駐車場の機能を損なわずに継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

(橋梁の要求性能)

第三十八条 橋梁の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一 港湾における交通の特性を考慮した上で港湾内及び港湾との背後地との間ににおける車両等の安全かつ円滑な交通を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル一地震動、載荷重、風、船舶の衝突等の作用による損傷等が、当該橋梁の機能が損なわれた場合であつても、当該橋梁の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該橋梁が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を向上させる必要がある橋梁の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該橋梁の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

三 前項第一号及び第一号に規定するもののほか、耐震強化施設に接続する道路に係る橋梁の要求性能にあつては、レベル二地震動の作用による損傷等が、軽微な修復によるレベル二地震動の作用後に当該橋梁に必要とされる機能の回復を及ぼさないこと。

四 前項第一号及び第一号に規定するもののほか、耐震強化施設に接続する道路に係る橋梁の要求性能にあつては、レバール二地震動の作用による損傷等が、当該橋梁に必要とされる機能の回復に影響を及ぼさないこと。

五 該橋梁が置かれる自然状況、社会状況等による損傷等が、当該橋梁の要求性能に満たしていないこと。

(運河の要求性能)

第二十九条 運河の要求性能は、航行する船舶その他港湾における交通の特性を考慮した上で港

湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(臨港交通施設に関する必要な事項)

第四十条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の臨港交通施設の要求性能に関していることとする。

第三十九条 駐車場の要求性能は、航行する船舶そ

の他の港湾における交通の特性を考慮した上で港湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(臨港交通施設に関する必要な事項)

第四十一条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の臨港交通施設の要求性能に関していることとする。

第四十二条 荷さばき施設の要求性能は、地象、気象、海象その他の自然状況及び貨物の取扱状況に照らし、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(通則)

第四十三条 荷さばき地の要求性能は、貨物の安全かつ円滑な荷さばきを行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

第四十四条 荷さばき施設の要求性能は、自重、波浪、地震動、載荷重、風等に対して安定性を有するこ

(荷役機械の要求性能)

第四十五条 荷役機械の要求性能は、荷役機械(以下この条において「荷役機械」といいう。)の要求性能は、安全かつ円滑な貨物の荷役を図るものとして、貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるものとともに、当該荷役機械が、船舶の係留及び離岸の支障とならないよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

第四十六条 荷役機械及び軌道走行式荷役機械の要求性能は、荷役機械(以下この条において「荷役機械」といいう。)の要求性能にあつては、レベル二地震動の作用後に当該荷さばき地に必要とされる機能を損なわずに継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

(荷役機械の要求性能)

第四十七条 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械(以下この条において「荷役機械」といいう。)の要求性能は、安全かつ円滑な荷物の荷役を図るものとして、貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるものとともに、当該荷役機械が、船舶の係留及び離岸の支障とならないよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

第四十八条 荷役機械の要求性能は、荷役機械(以下この条において「荷役機械」といいう。)の要求性能にあつては、レベル二地震動の作用後に当該荷さばき地に必要とされる機能を損なわずに継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

(荷役機械の要求性能)

第四十九条 移動式施設の要求性能は、地象、気象、海象その他の自然状況、貨物の取扱状況及び旅客の利用状況に照らし、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

第五十条 移動式荷役機械の要求性能は、貨物の安全かつ円滑な荷役を図るものとして、構造形

(移動式荷役機械の要求性能)

第五十一条 移動式荷役機械の要求性能は、貨物の安全かつ円滑な荷役を図るものとして、構造形

第三十九条 船舶保管施設の要求性能は、次の各号に定めること。

二 船舶を適切に固定できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

第四十条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の船舶保管施設の要求性能に関していることとする。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十一条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の船員宿泊施設の要求性能に

第三十九条 船舶保管施設の要求性能は、航行する船舶そ

の他の港湾における交通の特性を考慮した上で港

湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十二条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の船員宿泊施設の要求性能に

第三十九条 船舶保管施設の要求性能は、航行する船舶そ

の他の港湾における交通の特性を考慮した上で港

湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十三条 船舶保管施設の要求性能は、航行する船舶そ

の他の港湾における交通の特性を考慮した上で港

湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

が、軽微な修復による当該荷役機械の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

(荷さばき地の要求性能)

二 船舶を安全に搬入し、又は搬出することが能够するよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十四条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の船員宿泊施設の要求性能に

二 船舶を適切に固定できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十五条 船舶保管施設の要求性能は、航行する船舶そ

の他の港湾における交通の特性を考慮した上で港

湾内における船舶の安全かつ円滑な航行を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十六条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の船舶保管施設の要求性能に

二 船舶を適切に固定できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第四十七条 船舶保管施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(保管施設に関する必要な事項)

第四十八条 船舶保管施設の要求性能は、船舶の安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(保管施設に関する必要な事項)

第四十九条 移動式旅客乗降用施設の要求性能は、旅客の安全かつ円滑な乗降を図るものとして

二 自重、レベル一地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該移動式旅客乗降用施設の機能を損なわずに継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

(移動式旅客乗降用施設の要求性能)

第五十条 移動式旅客乗降用施設の要求性能は、旅客の安全かつ円滑な乗降を図るものとして

二 自重、レベル一地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該移動式旅客乗降用施設の機能を損なわずに継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

(移動式旅客乗降用施設の要求性能)

第五十一条 移動式旅客乗降用施設の要求性能は、旅客の安全かつ円滑な乗降を図るものとして

二 自重、レベル一地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該移動式旅客乗降用施設の機能を損なわずに継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

(移動式旅客乗降用施設の要求性能)

第五十二条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の給水が衛生的に行えるよう、国土交通大臣が定め

(移動式施設に関する必要な事項)

第五十三条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の給水が衛生的に行えるよう、国土交通大臣が定め

(移動式施設に関する必要な事項)

第五十四条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の給水が衛生的に行えるよう、国土交通大臣が定め

(移動式施設に関する必要な事項)

第五十五条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

3 船舶保管施設の要求性能は、次の各号に定めること。

一 船舶を安全に搬入し、又は搬出することができるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第五十六条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の船員宿泊施設の要求性能に

二 船舶を適切に固定できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(船員宿泊施設に関する必要な事項)

第五十七条 船舶保管施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(保管施設に関する必要な事項)

第五十八条 船舶保管施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(保管施設に関する必要な事項)

第五十九条 移動式施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十条 移動式施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十一条 移動式施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十二条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十三条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十四条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十五条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十六条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に

二 地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の入港の状況に照らし、国土交通大臣が定め

(移動式施設の要求性能)

第六十七条 船舶保管施設の要求性能は、船舶への安全かつ円滑な役務の提供を図るものとして

3

第十章 その他の港湾の施設

(旅客乗降用固定施設の要求性能)

第五十三条 第五十一条の規定は、旅客乗降用固定施設の要求性能について準用する。

(廃棄物埋立護岸の要求性能)
廃棄物埋立護岸の要求性能は、廃棄物の適切な処分及び埋立地の防護を図るものとして、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

2 第十六条の規定は、廃棄物埋立護岸の要求性能について準用する。

(海浜の要求性能)
海浜の要求性能は、港湾の環境の整備を図るものとして、次の各号に定めるものとする。

第一 港湾の良好な環境の整備に資するよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 変動波浪、水の流れ等の作用に対して長期的に安定した状態を保つことができるること。

前項に規定するもののほか、不特定かつ多数の者の利用に供する海浜の要求性能にあっては、当該海浜の利用者の安全を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

(緑地及び広場の要求性能)
第五十六条 緑地及び広場の要求性能は、港湾の環境の整備並びに港湾及びその周辺地域の復旧及び復興を図るものとして、次の各号に定めるものとする。

一 港湾の良好な環境の整備に資するとともに、当該緑地及び広場の利用者の安全を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 レベル二地震動の作用後に港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する拠点として利用できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

三 レベル二地震動による損傷等が、軽微な修復によるレベル二地震動の作用後に当該緑地及び広場に必要とされる機能の回復に影響を及ぼさないこと。

(その他の港湾の施設に関する必要な事項)

第五十七条 この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設、廃棄物埋立護岸、海浜並びに緑地及び広場の要求性能に関する必要な事項は、告示で定める。

附 則

(施行期日) 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設(建設中のものを含む。)が第一条の規定による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合には、この省令の施行後当該施設の改良の工事においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該規定に相当する改正前の規定があるときは、なお従前の例による。

2 この省令は、平成二十二年九月六日から施行する。(経過措置)

1 この省令は、平成二三年九月六日国土交通省令第四六号(平成二三年九月六日国土交通省

(施行期日)

2 この省令の施行の際現に設置されている船舶との荷役の用に供する固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械(建設中のものを含み、石油荷役機械を除く。)がこの省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則 (平成二五年九月一八日国土交通省令第七八号) 拝

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設(建設中のものを含む。)がこの省令による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則 (平成二十五年一月二九日国土交通省令第九一号) 拝

(施行期日)

この省令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設(建設中のものを含む。)が第一条の規定による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合には、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)